

MMCニュース 経営情報

2025年8月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20

ワカヤギビル 504

TEL.03-3511-6038 FAX.03-3511-6039

<https://www.mmc-office.co.jp>

有限会社MMC

路線価/土地相続税評価額
平均8.1%上昇
東京国税局

相続や贈与で土地の所有者が変わったときの、税金計算の算定基準となる『路線価』をご存知でしょうか？全国の公道に面した土地の“1㎡あたりの評価額(路線価)”を各国税局が発表するもので、実際の売買価額の80%~90%程度が目安とされています。今年も7月初旬に発表され、平均価額は4年連続で上昇となりました。先述のとおり、路線価は相続税等を計算する際の土地の評価額となりますので、興味のある方はご自身が所有している土地の路線価を確認してみても如何でしょうか？

【 確認方法 】

- ① インターネットで「国税庁 路線価」と検索
- ② 国税庁HPの全国地図が表示されますので、所有土地が所在している都道府県をクリック(タップ)し、表示される「路線価」の文字をクリック
- ③ さらに表示される「区市町村」~「住居表示」をクリックしていく
- ④ 道路地図が表示されるので、目的の土地が表示されるページを探していく

【 評価額の目安を計算する 】

- ⑤ 目的の土地が面している公道に数字が表示されています。この数字は「千円単位」で表示された1㎡あたりの評価額です

(例) その公道に「500」の数字が表示されているのであれば、その公道に面した土地は1㎡あたり 500 千円=500,000 円です。

目的の土地が 100 ㎡(1 坪は 3.3 ㎡)であれば

$$500,000 \text{ 円} \times 100 = 50,000,000 \text{ 円}$$

となる訳です。実際の相続税計算はもっと詳細に行いますが、目安としては参考になります。

(倍率方式の地域は別計算となります)

上記によりご自身が所有している土地の相続税評価額(贈与税評価額でもあります)が算定できると、相続税はどうなるのか?との疑問を抱くと思います。相続税は所有財産の全てを包括的に計算する決まりがあり、計算式は以下の通りです。

(全ての財産の額)-(全ての負債の額)-(基礎控除)
上記計算値がマイナスになった場合、相続税は発生しません。(日本全体で相続税が発生するケースは全体の8%程度とされています)プラスの場合は詳細計算が必要になるので、個別にご相談ください。

なお、基礎控除は以下の計算となります。

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人の数}$$

相続税の計算はとても複雑なので、簡単には算定できませんが、目安としては参考にしていただければと思います。

個人事業主 家族への給与は経費と 認められないのが原則

個人事業主が同一生計の家族(配偶者・6親等内の血族・3親等内の姻族)に給与を支給する場合があっても、経費に算入してはならない、というのが税法の原則であることをご存知でしょうか。我々からすると納得いかない事かも知れませんが、その趣旨は以下の通りです。

- ① 個人事業により形成される財産は家族全体の協力のもと成り立つことが多い
- ② それに対して個々の対価を支払う慣習があるとは言えない
- ③ 家族間の対価の支払いを経費と認めてしまうと、そこに恣意性が発生し、税の公平性を確保できない

①と②の読むと益々納得いかない方が多いかも知れませんが、税務署からしてみたら③が一番重要な理由かも知れません。

しかし、例外規定として、一定の要件を満たせば給与の額を必要経費に算入することが認められます。その要件は以下の通りです。

- その家族が当該事業に“専従”していること
(他でパートしていたり、学生であるとダメ)
- その年を通じて6か月を超えて勤務すること
(一か月単位でも、一日単位でも、従業員と同等に出勤すること)
- 支給金額が客観的に妥当であること
客観的に妥当とは、当該働きをしている方が他人であってそれだけ支給するか？
- 事前に税務署に届出書をする事
＝税務署の管理下におかれてしまう

注意点として、専従者給与を1円でも支給した場合、支給を受けた方(配偶者や家族)は、その年に誰かの扶養に入ることが認められなくなります。

カスハラ原因で離職 疲弊する医療・介護現場 人材確保対策のために

ある調査によると、2024年にハラスメント被害を受けた経験があると病院や福祉施設の職員に聞くと、勤め先の4割が相談窓口の設置など具体的対策を講じていませんでした。この問題を放置する現場では人材流出が進む恐れがあります。医療や介護の質や量に影響を及ぼさぬよう、各事業者は対策を進める必要があります。重大なハラスメントが改善されない利用者には契約解除の措置をとる必要もあります。ただし、利用者の暮らしをケアしているだけに、解除の手続きは慎重に進めることも重要です。注意しても行為に改善が見られない場合、ICレコーダーでやりとりを録音して連携する医師や弁護士に相談。職員の対応が適切だったかどうかや、事業所の対応が法的に問題ないかなどを見極めて、行政にも意見を求めて契約解除する。暴力を伴うハラスメントには警察への協力も要請します。

カスハラ条例の制定を受けて相談窓口を設けている行政も増えていきますので、必要に応じてご利用ください。

新紙幣発行から1年 旧紙幣からの入替りが 3割にとどまる理由

2024年7月に刷新された新紙幣が発行から1年を迎えます。対応する機器は増えたものの、キャッシュレス化などの影響で旧紙幣からの切り替わりのペースは遅く、紙幣全体に占める割合は3割程度にとどまっています。

日本自動販売システム機械工業会によると、この1年で鉄道の券売機はほぼ新紙幣に対応するようになり、飲料の自販機は5～6割にまで高まりました。しかし、旧紙幣との入れ替わりは、2004年に発行された前回の新紙幣と比べると進んでいない。日本銀行によると、前回は発行後11か月で新紙幣の流通割合が61・1%に達したのに対し、今回は28・8%にとどまっています。

背景には、クレジットカードやQRコードなどのキャッシュレス化の進行があります。キャッシュレス決済の比率は24年に42・8%と、10年前の2・5倍になり、紙幣をあまり使わない人が増えています。

現金を自宅などで保管する「タンス預金」の増加も、要因の一つとみられています。市中にあった紙幣は04年末の約110億枚から、24年末には1・5倍の約170億枚に増えました。日銀の低金利政策で銀行預金の金利が低く抑えられたため、タンス預金をする人が増え、傷んだり汚れたりして日銀に戻ってくる旧紙幣が少なくなっています。

一方、今後も紙幣の需要はある程度は残るとみられています。キャッシュレスは便利な一方で、システム障害や災害時には使えなくなる恐れがあります。これに対し、新紙幣には世界最高峰の偽札対策が施されており、紙幣への利用者の信頼感が高まっています。



MMCホームページ



YouTube



10年目やりました

<https://www.mmc-office.co.jp> 検索「MMC神保町」